

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「本センター」という。）定款第18条第3項及び第35条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (4) 別表の役員等の報酬基準表（以下「基準表」という。）等における関係業界団体の役職員とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」で規定する生活衛生同業組合連合会及び生活衛生同業組合の役職員をいい、学識経験者等とは、法律、衛生、経営、金融、行政、消費者問題等に関する知識と高い見識を有している者で、関係業界団体の役職員以外の者をいう。

(役員等の報酬)

第3条 役員等には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員等の報酬は、基準表に基づくものとする。
- 3 各々の役員等の報酬は、その勤務の態様に応じて、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。ただし、監事の報酬は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第1項の規定により評議員会の決議により決めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 基準表の月額欄の適用を受ける役員の報酬等の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、この規程に定めるもののほかは別に定める職員給与規程及び職員退職手当規程に準ずるものとする。

- 2 基準表の日額欄の適用を受ける役員等の報酬は、その職務を執行した日数に応じて、その職務を執行した日に現金で支給する。ただし、本人が希望した場合は、職務を執行した日の翌日から14日以内に指定した金融機関の口座に振り込むことができるものとする。

(退職慰労金)

第5条 基準表の月額欄の適用を受けている役員が、役員として円満に勤務し、かつ任

期満了、辞任又は死亡により退任した場合には、退職慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 退職慰労金の額は、退任の日における月額報酬額に、次項により算出された在任期間の1年につき100分の120を乗じた額とし、これに百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 前項の在任期間の計算は、基準表の月額欄の適用を受けた月数とし、1年未満の端数があるときは、1月につき12分の1年として計算する。
- 4 退職慰労金の支給にあたって、任期満了の日又はその翌日に再び役員に選任された役員は退任とみなさない。
- 5 定款第34条第1号の規定により役員を解任された者には、退職慰労金は支給しない。

(費用)

第6条 役員等が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 前項の費用のうち交通費、旅費（宿泊費を含む。）は、別に定める旅費規程によるものとし、関係業界団体の役職員及び東京23区内に勤務先又は自宅がある学識経験者等には理事会及び評議員会への出席に要する交通費は支給しないものとする。
- 3 基準表の月額欄の適用を受ける役員のうち本センターに常勤の形態にある役員については、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずるものとする。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日（公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの設立の登記の日）から施行する。（平成23年6月29日、評議員会議決）

別表 役員等の報酬基準表

○月額表

(金額単位：円)

区分	月額報酬	区分	月額報酬	区分	月額報酬
1号	50,000	11号	550,000	21号	1,100,000
2号	100,000	12号	600,000	22号	1,200,000
3号	150,000	13号	650,000	23号	1,300,000
4号	200,000	14号	700,000		
5号	250,000	15号	750,000		
6号	300,000	16号	800,000		
7号	350,000	17号	850,000		
8号	400,000	18号	900,000		
9号	450,000	19号	950,000		
10号	500,000	20号	1,000,000		

○日額表

(金額単位：円)

区 分		日額報酬	
		関係業界団体の役職員	学識経験者等
役員	理事長	5,000	20,000
	副理事長	3,000	15,000
	専務理事	3,000	10,000
	常務理事	3,000	10,000
	理事	3,000	10,000
	監事	3,000	10,000
評 議 員		3,000	10,000